

平成25年
第176号
2月15日

芦屋町議会だより



もくじ

- 12月定例会 P 2 ~
- 町政を問う P 4 ~
- 議決結果他 P 1 4

～ 鬼は外、福は内! ～

一足早い節分の豆まきを行い、みんなの健康と
幸せを願いました＝2月1日、緑ヶ丘保育所

12月

定例会

第4回定例会が、平成24年12月5日から14日まで10日間の会期で開催されました。条例、補正予算など24議案が上程され、次のとおり議決されました。

主な議案

条例

芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の制定

地域における農業の中心となる経営体の確保及び経営体への農地集積等について、農業集落単位等で協議、作成された、人・農地プランの原案を審査・決定するため、芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例を制定するものです。

(可決 満場一致)

芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

保険・医療・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括医療・ケアを効果的かつ効率的に提

定例会

供するため、町立芦屋中央病院を国民健康保険診療施設として位置づけるよう、条例の一部を改正するものです。

また、芦屋町国民健康保険条例においては、保険事業の条項において、病院設置の事業を加えるため、条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

地方自治法の改正により、本会議における公聴会の開催や調査等の参考人について、実費弁償の対象に加え、また、議会の委員会に關する条項の改正により、同条項を引用する箇所について改正が必要となったため、条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

地方自治法の改正により、常任委員会や議会運営委員会、特別委員会の規定が、一つの条文に統合されたため、芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するものです。

(可決 満場一致)

予算

平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ5,400万円の増額補正を行うものです。
歳入Ⅱ特定防衛施設周辺整備調整交付金2,833万円や財政調整基金繰入金2,111万円を増額計上しています。

歳出Ⅱ特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、区画線設置工事に450万円、アクアシアンプールサイド塗装工事992万円等を計上しているほか、各公共施設のトイレや各小中学校の階段に手摺設置工事を予定しています。

また、予防接種法改正に伴う不活性化ポリオ及び四種混合予防接種業務委託や松くい虫伐倒駆除委託業務を措置しています。

(可決 賛成多数)

平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額は2,583万円の増額補正で、歳入では療養給付費交付金、前期高齢者交付金、他会計繰入金金の増額を、歳出では総務費、介護納付金、諸支出金、予備費の増額を計上しています。

(可決 満場一致)

平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正額は25万円の減額補正で、内容は人件費の減額となっています。

(可決 賛成多数)

平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)

補正額は20万円の増額補正で、内容は人件費の増額となっています。

(可決 満場一致)

平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

収入では、電話投票及び協力場の売上増に伴う発売金44億7,000万円の増額を計上しています。

支出では、発売金の増額に伴う払戻金や交付金などの開催費

40億5,288万円の増額を計上
しています。

(可決 満場一致)

平成24年度芦屋町病院事業会計補 正予算(第1号)

平成24年度から平成25年度にか
けて、新病院の基本計画を策定す
るため、945万円の債務負担行
為を行うものです。

(可決 満場一致)

平成24年度芦屋町公共下水道事業 会計補正予算(第2号)

収益的収入及び支出において営
業費用15万円、資本的収入及び支
出において建設改良費10万円の増
額を計上しています。

(可決 満場一致)

人 事

芦屋町教育委員会委員の選任同意

安高吉明氏の任期満了に伴い、
安高氏の再任案が提案されまし
た。

氏 名 安高 吉明

生年月日 昭和24年7月29日

住 所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

契 約

緑ヶ丘保育所外部改修工事の請負 契約の締結

緑ヶ丘保育所の外部改修工事の
ため、4,516万円の請負契約
を締結するものです。

(可決 満場一致)

そ の 他

遠賀・中間地域広域行政事務組合 の共同処理する事務の変更及び遠 賀・中間地域広域行政事務組合規 約の変更

平成25年4月1日から遠賀・中
間地域広域行政事務組合で処理し
ている老人福祉施設静光園に関す
る事務を廃止することに伴い、事
務の変更及び規約を変更するもの
です。

(可決 賛成多数)

遠賀・中間地域広域行政事務組合 の共同処理する事務の変更に伴う 財産処分

老人福祉施設静光園に関する事
務を廃止ことに伴い、静光園
の建物を、平成25年4月1日から

社会福祉法人福祉松快園に帰属さ
せるものです。

(可決 賛成多数)

新たに生じた土地の確認

芦屋海岸において、砂の堆積に
よって形成された陸地の一部を、
新たに生じた土地として確認する
ものです。

(可決 賛成多数)

字の区域の変更

芦屋海岸において新たに生じた
土地を、隣接する字の区域に編入
するものです。

(可決 賛成多数)

指定管理者の指定

芦屋町山鹿保育所の指定管理者
を平成25年4月から引き続き、社
団法人清心会に指定するもの
です。

(可決 満場一致)

専決処分事項の承認

衆議院の解散に伴う選挙費用に
ついて、地方自治法第179条第
1項の規定に基づき、平成24年度
芦屋町一般会計予算の補正を行っ
たものです。

(承認 満場一致)

芦屋町議会会議規則の一部を改正 する規則の制定

地方自治法の改正により、本会
議における公聴会の開催や調査等
の参考人の出頭を求めて意見を聴
くことが可能となったため、規則
に加えるなどの改正を行うもので
す。

(可決 満場一致)

新地方公会計制度に基づく財務書 類の作成及び公表を求める決議

現金主義に基づく公会計制度に
おいては、現金支出以外に発生し
ている行政コスト(減価償却費な
ど)を把握することができないた
め、総務省では複式簿記の考え方
を導入し、地方公共団体単体及び
関係する団体の決算を連結した財
務書類4表を整備し、公表するよ
う指導を行っています。

芦屋町においても、この制度を
導入し、住民に公表するよう求め
るものです。

(一部修正可決 満場一致)

報 告

専決処分事項の報告

山鹿小学校耐震補強等工事請負
契約について、約200万円の増
額変更を行ったことの報告が行わ
れました。

町政を問う

一般質問

質問者と内容

- 益田 美恵子 議員
 1. ごみ減量化
 2. 小型家電リサイクル法
- 松上 宏幸 議員
 1. いじめ対策
- 刀根 正幸 議員
 1. 町の財政運営
 2. 教育行政の充実
- 妹川 征男 議員
 1. 特別養護老人ホーム 80 床
 2. ポートピア勝山
 3. 町立芦屋中央病院事業
 4. 芦屋町文書事務取扱規程
- 川上 誠一 議員
 1. 芦屋町地域防災計画（案）
 2. 政治倫理条例
- 田島 憲道 議員
 1. 廃屋・空家・空き店舗対策

益田 美恵子 議員

ごみ減量化

今後のごみ減量化の取り組みは

Q

A

特に生ごみや古紙類の減量化に取り組む必要がある

益田 ごみ減量化について数値目標が掲げられていますが、その進捗状況は。

環境住宅課長 平成22年4月に策定された「芦屋町ごみ減量化計画」において、平成20年度のごみ排出量を基準に、24年度に家庭系ごみはマイナス15%、事業系ごみはマイナス10%削減する計画を立てている。

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総量での進捗状況は、平成18年度の5,241tが最大で、平成20年度の排出量は4,353t、平成23年度の排出量は4,076t。ピーク時の平成18年度

と平成23年度を比較すると、1,165t、22.2%の削減となっているが、24年度の目標値は3,758tであるため、318tのさらなる削減が必要。

益田 年間の可燃ごみ処理経費はいくらか。

環境住宅課長 燃えるごみだけにかかる経費というものは積算されていないが、芦屋町が広域組合に支払うごみ施設経費の負担金は、平成23年度決算で約2億1,900万円。芦屋町が出すごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶、缶等）の総排出量4,342tのうち、燃えるごみが3,715t、85.6%であるため、約1億8,700万円が燃えるごみにかかっていることになる。なお、人口1人当たりになおすと、年間約1万2,200円かかっていることになる。

益田 ごみの焼却については北九州市に依存しており、今後焼却費用の値上げも考えられる。ごみを減らし、費用をどれだけ抑えるかということが各自治体の課題になると思われるが、ご

み減量化の今後の取り組みについて、どのように考えているのか。

環境住宅課長 特に生ごみや古紙類の減量化に取り組む必要がある。

段ボールコンポストの普及や発酵促進剤等の補助による生ごみの減量、各自治区や子ども会で実施している集団回収による古紙類の減量、ペットボトルや食品トレイの拠点回収による資源ごみの回収等により、通常、燃えるごみに出すごみの量を減らしていきたい。

益田 地区の集団回収等のお知らせは回覧板で行われるが、回覧板は自治区加入者のところにしか回らない。自治区に加入されていない世帯は、回収できるものも燃えるごみとして捨てていられると思われる。今後の自治区未加入世帯への対応はどうするのか。

副町長 自治区未加入者に対する資源ごみ回収等の周知はまだまだと思っている。

ごみの減量化対策はお金の問題だけではなく、資源化ということも大きなテーマであり、本当

に真剣になってやっていかねばならない。



正門町公民館で行われたダンボールコンポストの利用講座（平成25年1月23日）

小型家電リサイクル法

Q

平成25年4月から施行される小型家電リサイクル法の取り組み方法は

A

町民のごみの出し方は、今と変わらず、燃えないごみとして出してもらう

益田 平成25年4月に施行される小型家電リサイクル法の目的は、使用済み小型電子機器等に利用

されている金属等の多くが、回収されずに廃棄されているため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保、を行うことで、①レアアース等の資源の確保、②鉛等の有害物質の管理、③廃棄物の減量化を目的としている。

益田 対象となる品目は、

環境住宅課長 電気機械器具（電子レンジ、炊飯器、ポット、食器洗い乾燥機等）。通信機械器具（電話機、ファックス、携帯電話）。電子機械器具（ラジオ、ビデオ、カメラ、DVD）。電子計算機（パソコン、モニター、プリンター）。医療機器（マッサージ機器、電気治療器等）。

ほかにも電球、電気照明、時計、ゲーム機等の附属品など約100弱の品目。

益田 対象者は、

環境住宅課長 一般家庭。

益田 私たちの責務は、

環境住宅課長 市町村については、小型家電製品の回収や認定事業者への引き渡し及び普及啓発。

製造業者に関しては、製造する電子機器、機械類が再資源化しやすいような構造の物を製作し、再生資源を利用するように努めること。

認定事業者については、国の認定を受けて、自治体並びに小売店から引き取り、適正なりサイクルを実施すること。

小売店については、消費者の適正な排出を確



保するためには協力すること。

国民に関しては、小型家電等を適切に排出してリサイクルに努め、協力すること。

益田 今後の取り組みは、

環境住宅課長 遠賀郡と中間市では、本年7月からすでにこの小型家電のリサイクルに取り組んでいる。

今現在、小型電子機器は燃えないごみとして出されており、出された使用済み小型電子機器は、広域組合で手作業により選別され、民間の中間処理会社に売却されている。中間処理業者は、それを細分化処理し、レアメタル等を回収している。

そのため、この法律施行後においても、町民のごみの出し方というものは今と変わらず、小型電子機器のリサイクルも、今すでに取り組んでいることがそのまま来年の4月以降も同じような方法で実施されることとなる。

このようなことから町の取り組みとしては、小型家電製品を再資源化するということで、資源の循環とごみ処理費用の軽減が図られるため、町民にごみの分別及び適正な排出に協力していただくような啓発等が必要と考えている。

また、広域組合は、環境省が認定する小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域に認定されているため、国の支援でそれぞれの市町村に2個ずつ小型家電専用の回収ボックスが設置されることになる。

益田 リサイクルやごみ減量化をやっている人でも、毎年毎年意識を高めていかないと、忙しいからもうこれはいいだろうとなりかねない。リサイクルすることが自分たちの生活を守っていくという意識づけを皆さんに徹底してほしい。

松上 宏幸 議員

いじめ対策

Q いじめの早期発見と適切な対応について、どのように考えているか

A 児童生徒のわずかなサインもキャッチできるようにすることが重要

松上 文部科学省が実施した、いじめの緊急調査で、いじめの認知件数がわずか半年で14万件を超えたと報じているが、芦屋町はこの調査を行ったのか。行ったのであれば、その結果はどうだったのか。

学校教育課長 福岡県教育委員会から、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況にかかわる緊急調査の依頼があり、調査を実施した。

いじめ認知件数は、中学校で1件、小学校はゼロ件。中学校の1件については、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする内容で、すでにいじめは解消されている。

松上 この認知件数について、どのように考えているか。

学校教育課長 国公立、私立の小中高등학교、特別支援学校を含んだ件数で、全国で一番多い県が鹿児島県。1,000人当たりの認知件数が159件、2番目が奈良県の43件、3番目が宮城県の37件、福岡県については1件となっており、芦屋町の件数については、全国的にみても少ないほうだと考えている。

教育長 件数が少なければいいというわけではなく、今はいかに早くいじめを発見するか、早期発見して、いかに早期対応するかが問われている。もしかしたら見逃しているのではないかと認識している。

松上 いじめの早期発見と適切な対応について、多角的な支援策が求められているが、どのように考えているのか。

学校教育課長 一番大切なことは早期発見、早期対応。教師一人一人が児童生徒のわずかなサインもキャッチできるように、日ごろから教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換、共通理解を図ることが重要であり、いじめられている子を最後まで守り抜くには、家庭、地域、関係機関と連携することが大切となる。

松上 今回の調査で件数が一番多かった鹿児島県は、文部科学省が報告を求めた、いじめの8対応（冷やかす、からかい、仲間外れ、無視、ひどくたたかすなど）を準用し、軽微と思われるものも積極的に把握し、1件でも多く発見して解決することこそが信頼される学校だというふうに認識をして、徹底した結果だとしているがどうなのか。

教育長 子どもたちの実態を見ると、気楽に冷やかしてみたりということは生活実態としてたくさんある。

従来は「自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加えて、相手が深刻な苦痛を感じているもの」がいじめだったが、18年度からは「いじめとは、当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」というふうに変わり、精神的な苦痛

も含まれた。しかし通常、精神的な苦痛を感じたか感じていないかは、子どもたちの日常の人間関係もある。

芦屋の場合は、まだそこは何か先生達が適切な対応をしているというふうに私は理解している。

松上 一方で、認知件数の少ない自治体は、例えば児童生徒のアンケートでいじめられたと回答があっても、学校の調査でこれはいじめに当たらないと判断したケースが多かったと報じられているがどうなのか。

教育長 そこは何とも言いようがないが、教育委員会としては、私も絶えず言っているが、悪い情報はできるだけ早く出すように言っている。もちろん、そういうことが起こらないように日常から学校生活なり指導の中で、また人間関係の中で子どもたちのコミュニケーション能力を育てたりすることが大事であり、また学校が信頼を受けるといえることが大事。

そうは言いながらも子どもたちの世界なので、何が起こるかわからない。しかし、そういう事態が起こった場合は、教員がキャッチしたり、保護者がキャッチしたり、もしかしたら地域の方々が認知してくれるかもしれない。その話を早くいただくことが大事。

そういう学校と家庭、地域との人間関係や信頼関係をつくるのが一番大事だと思っている。

松上 新聞によると、教師の7割がいじめへの対応に時間が足りない、4割が保護者との信頼関係に自信がない、3割が校内の組織的対応が不十分と答えているがどうなのか。

教育長 確かに教員は大変忙しい。個々の能力差もあるだろう。しかし、学校はチームで動い



休み時間にみんなで仲良く遊ぶ子どもたち（芦屋東小学校）

ている。一人では非常に弱くても、チームとしてどう対応していくか、そこが一番問われている。

芦屋町では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を含め、各学校長、生徒指導担当者等で組織する小中学校合同の生徒指導部会において情報交換に努め、校長のリーダーシップのもとで全教職員が一致協力して対応している。

松上 今やいじめは学校だけの問題ではなく、社会全体で解決しなければならぬ問題となっているが、町長の見解は。

町長 最終的には子どもの心をいかにして強くするかということが一番大きな問題。芦屋町も、芦屋の子は芦屋で育てるという大きな柱を

立てているので、悲惨な事件が芦屋で起こらないよう執行部としても教育委員会に対し、支援を行っていききたい。

刀根 正幸 議員

町の財政運営

Q 基金（貯金）残高と起債（借金）残高はいくらか

A 平成24年度末で、基金残高は約56億円、起債残高は約128億円となる見込み

刀根 町の財政運営のあり方として、次世代にツケを回さないような運営が望ましいが、現状は健全財政であるとは言えない。そこで、一般会計、特別会計を含めた基金高と起債残高についてお尋ねする。

財政課長 平成24年度末で、基金残高が約56億円。起債残高は、約128億円となる見込みで、この起債残高には、国の税収が不足することによって普通交付税を交付するのに財源がないために、国から借りてくださいといわれた臨時財政対策債の26億円を含む。

なお、次世代にツケを回さないということだが、芦屋町の場合、世代間の公平負担と負担の平準化の2つの考え方を念頭に起債の借り入れを行っている。

現在、臨時財政対策債を除くと、ほとんどが12年償還の過疎債であるため、世代間の公平負担というよりも負担の平準化のほうにシフトして借り入れを行っている。

刀根 郡内の公債比率の状況は。

財政課長 23年度で芦屋町11・6%、遠賀町9・6%、水巻町8%、岡垣町4・9%。

この公債比率が18%を超えると「協議」で借り入れていた起債が「許可」制になり、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなる。

刀根 どこまでの起債が可能か。

財政課長 23年度の積算根拠で、償還金の返済金の内容や金額等が全く変わらないとすれば、起債が認められなくなる公債比率18%になるためには、23年度、単年度で、過疎債であれば新たに72億円を借り入れられる。

今後の実質公債比率については、庁舎や中学校の耐震化、町民会館や中央公民館の長寿命化改修事業、さらに、団塊の世代の退職に対応するために退職手当債を借りているため、ここ数年の上昇傾向は避けられず、恐らく29年前後のピーク時には17%近くまでにはなる可能性があるが、その後については減少していく。

刀根 公営企業法に規定する一部適用と全部適用の違いは何か。

財政課長 地方公共団体が経営する企業について、組織や財務、職員の身分取扱等を定めるもので、芦屋町では、公共下水道事業と病院事業が一部適用、競艇事業が全部適用となっている。

なお、一部適用とは、地方公営企業法の財務規定のみを適用するもので、全部適用とは、財務規定のみでなく、地方公営企業法の全部を適用するものである。

刀根 競艇事業が全部適用を行ったが、その後どのように変わったか。

競艇事業局長 競艇事業は、芦屋町の単独施行に移行した平成22年に、地方公営企業法の一部

適用から全部適用に変わった。

全部適用になり、管理者を設置し、事業の経営に関するほとんどの権限が付与されたことにより、効率的、弾力的な運営を行うことが可能となった。

特に、事業運営においては機動性、迅速性を発揮することができるようになり、平成22年度からの主な新規事業として、モーニンググレースの開催、アシ夢テラスの開設、ミニボートピアのオープンなどを手がけている。このことにより、経営状況も平成22年度、23年度と純利益を生じ、一般会計に繰り出しもできる環境になっている。

刀根 病院は今後、独立法人化を考えているようだが、なぜか。

病院事務長 町立芦屋中央病院経営形態検討委員会から、将来にわたって中央病院が持続可能な事業運営をしていくための経営形態については、おおむね3年をめどに、経営責任者の責任と権限において自立的、弾力的な経営が可能な地方独立行政法人化への移行が最も望ましいという答申がなされたため。

刀根 今後も健全かつ持続可能な運営を進めていただきたい。

次に、マスタープランで示している考え方について、今後の具体的な地域づくりビジョンがあるのか。

町長 第5次総合振興計画の将来像である「魅力を活かし、みんなでつくる元気なあしや」。その実現のために、各種の施策、事業の推進はもちろん、町民力、地域力、職員力のそれぞれのパワーアップが重要と考えている。

自治区についても、皆さんのお住まいの地域

を基盤に「地縁」というきずなで結ばれた住民の共同体で、自治区のコミュニティづくりを行っていくのが理想だが、現実には少子高齢化の波で、担い手がいないなどの非常に深刻な問題に直面しているのも事実。

それぞれの分野で望ましい形を、それぞれの団体が主体的に具体化していくことが重要であるため、行政としては、その検討の中で、できる限りの支援をしていく。

教育行政の充実

Q

今の予算で人づくりが可能だと考えているのか

A

町の財政をよく考え合わせて、費用対効果を考え、最大限の努力を行っている

刀根 芦屋町一般会計に占める教育費の割合は12%強だが、この予算で十分な人づくりが可能だと考えているのか。

生涯学習課長 平成21年4月にスタートさせた生涯学習基本構想では、基本方針に「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を掲げ、多方面からバランスのとれた事業に取り組んでいる。

青少年を対象とする事業では、子どもたちの健全育成やリーダー育成を目標に、ハンズ・オン・キッズや佐野市交流事業を。高齢者を対象とした事業では、校区ごとに祖父母学級を設置し、世代に応じた学習機会の提供、スポーツを通じた自治区のコミュニティづくり、人づくりも図っている。また、平成23年度には公民館係を設置し、公民館活動や自治公民館長のリーダー育成にも力を入れている。

このように、町の財政をよく考え合わせて、費用対効果を考え、最大限の努力を行っている。

刀根 芦屋町には、芦屋釜の里などの社会教育施設があるが、この振興策をどのように考えているのか。

生涯学習課長 芦屋釜の里の振興については、平成17年度に定めた第1次芦屋釜の里振興計画に基づいて進めている。その振興計画では、鋳物師は16年間、研修員として工房で技術を習得し、その後、独立する計画になっており、その独立が平成25年4月となっている。

教育委員会では鋳物師が独立することを全国的に周知するため、10月には東京の美術館に釜を寄贈した。来年には千家家元にも寄贈する計画があり、マスコミや茶道関係の出版物による全国的なPRも行う。今後も検討委員会を開催



芦屋釜の制作に励む鋳物師たち（「芦屋釜の里」の工房にて）

し、行政として可能な支援策を考えていく。

また、芦屋釜の里全体の振興策については、現状のような教育施設として存続させるのか、あるいはより観光に対応した施設として運営していくのか、現在策定中の芦屋町観光基本構想との連携を図りながら、第2次芦屋釜の里振興計画の策定を考えていきたい。

妹川 征男 議員

特別養護老人ホーム80床

Q 協議書を受理した2事業者は地元地権者の同意書をそろえていたか

A 書面で確認できている

妹川 福岡県への提出期限を24年4月20日とした特別養護老人ホーム80床の枠に、2つの事業者が応募しようとしたが、さまざまな案件が満たされず、受理できなかった。これによって、25年度に繰り延べた形で同じく80床の枠が与えられたが、11月9日の期限までに町には何社の申し込みがあり、何社受理したのか。

福祉課長 3事業者から申請があり、2事業者の協議書を受理した。

妹川 なぜ1事業者は受理できなかったのか。
福祉課長 地域住民の同意を得ていることが必要だが、その確認ができなかったため。
妹川 町の協議事項には、「隣接地権者の範囲は、道路や水路等を隔てた地権者も含むこと。また、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が

同一でない場合は、両方の同意を得るように」と書いてあるが、受理した2事業者は地元地権者の同意書をきちんとそろえていたのか。

福祉課長 書面で確認できている。
妹川 2事業者のうちの1事業者が建設予定地としている土地の字図を見ると3ヶ所を分筆しているが、これについて事業者の説明を求めたか。

福祉課長 プレゼンテーションの際に、通学路の安全対策などのためという説明を受けている。

妹川 この建設予定地の隣接地主に私の知り合いが3名いるが、2名は同意しておらず、もう1名は同意していたが、後に同意しないということ、県と町に文書を送付している。町は受け取っているか。

福祉課長 届いている。
妹川 その文書によれば、「特養老人ホーム建設に対する隣接地権者として同意を求められたが、今現在同意していないことをお知らせする。また、隣接地権者の同意が得られないことを避けるための分筆は、特養及び社会福祉の精神に反し、禁じられていることも申し添える。」という内容であるが、プレゼンのあった11月22日に届いているはずだが。

福祉課長 これは隣接地権者からの文書のような形ではあったが、町へ届け出にきた人は、本人ではなく第三者であった。また、同様の物が配達証明付郵便でも届いているが、この差出人も第三者であった。

妹川 このことについて、地主に問うたか。
また、この文書の一部は審査の最中に、その他の物は選考終了後に届いたもので、今後は許可権限を持つ福岡県での審査と考える。

福祉課長 県への送致が済んだ後に届いた物で、県は今後審査した中で判断していくと回答しているため、町からは特段行っていない。

妹川 町は山鹿地区の区長に同意をしない理由書を提出させているが、地主に対しても同意をしない理由を聞くべきではなかったのか。

福祉課長 区長からの理由書提出は、町の審査の段階での確認。地主の件については、県へ送致した後に届いた物なので、県の審査の中での確認と考える。

妹川 再度確認するが、建設予定地の隣接地主は何人いるのか。

福祉課長 山鹿保育所を含めて7つ。
妹川 その7つ、全ての同意書が、応募締切日の11月9日までに出ているのだな。

福祉課長 町は特養を整備してほしいと要望する側なので、町有地の山鹿保育所の同意書は不要。それ以外については、隣接地主としての同意書はある。

妹川 今までの話を総括的に見ると、私が地主に聞いた話と違う。どちらが本当なのか今後確認する。

ボートピア勝山

Q 町長が地権者から土地の返還を求める提訴をされた理由は

A 施設譲渡による借地権譲渡は承諾していないということで、土地の返還を求められている

妹川 町長が2人の地主から提訴されたとのことだが、これは事実か。
事業課長 事実である。

妹川 このような事態になった原因は何か。

事業課長 ポートピア勝山については、本年9月に旧施設会社から施設譲渡を受けた際に、施設の敷地の借地部分の借地権についても引き継いでいたが、地権者から、この借地権の譲渡については承諾していないとして、土地の返還を求められている。

妹川 町長の失政によって訴えられている中で、公費を使って裁判の弁護士費用を使うことは許されないと思うがどうか。また、このことについて、町民に対しての説明責任があるのではないか。

町長 芦屋町として訴えられており、私個人が訴えられたわけではない。

訴状についても、唐突に届いたので、訴えた人に聞いてみないと真意がわからない。今の段階では説明のしようがないため、はつきりした時点で何らかの方法によりお伝えしたい。

妹川 芦屋町のトップである町長が訴えられたということは、議会や町民に対しても訴えられたと同じことで、伝統ある芦屋町のイメージに汚点を残すのではなからうかと思う。公判には誠意を持って取り組んでいただきたい。

町立芦屋中央病院事業

Q 議会調査特別委員会の報告を執行部はどう受けとめたのか

A 病院の必要性を認めるも安定的経営を目指すことが肝要

妹川 町立芦屋中央病院事業に関する議会調査特別委員会の報告を、執行部はどう受けとめ

たのか。

副町長 病院の必要性を認めつつ、安定的経営を目指すことが肝要であるというものと理解し、執行部としても、議会の報告書を真摯に受けとめ、前向きに検討してきた。ただし、診療科目などの見直しや経営形態については、中央病院経営形態検討委員会の答申を踏まえた中で、今後さらに検討を重ねていく。

施設については、建て替えと場所については方向性を出したが、診療科目など病院機能が決まらないと具体的な作業に入ることができないため、これらについては、本議会に予算として提案している基本計画の中で、今後約1年をかけて成案ができるよう検討していくことになる。

妹川 私は3地区で行われた病院建て替え方



移転建て替えの方針が決定した町立芦屋中央病院

針決定の住民説明会に全て参加したが、参加者は3地区合計で70数名。病院関係者が多く、町民はわずかだった。なぜ町民の参加が少なかったのかという分析を行ったか。

副町長 分析まではやっていないが、23年度に行ったアンケートの中で、60%の人が「中央病院はぜひ必要」、32%の人が「どちらかといえば必要」と回答しているため、「よかった」と捉えられ、参加者が少なかったのではないかと考える。

妹川 説明会ではなく「町民の意見をお聞きしたい」といった町民への提案型にすべきだったのではないか。

説明会の際に「皆さんの意見を十分に反映した形で進めていく」と言われていたので、再度アンケートをとるなり、提案型でやってほしい。

芦屋町文書事務取扱規程

Q 公文書の保管について、どのような改善を図ったか

A 文書取扱責任者に対して共通認識を持たせた中で、適正な文書管理に努めていく

妹川 去る9月議会で、公文書の皆さんの保管について質問したが、その後どのような改善を図ったか。

総務課長 文書取扱責任者である係長に対し、文書事務の意義を認識して業務に当たるよう指示。

今後は、文書取扱責任者に共通認識を持たせた中で研修等を行い、適正な文書管理に努めていく。

川上 誠一 議員

芦屋町地域防災計画（案）

Q 防災組織の整備で「消防団の整備・改善を図る」としているが具体策は？

A 団員の技術向上に向けた研修等の実施や団員の確保に努め、組織の充実を図る

川上 芦屋町防災会議より地域防災計画（案）が公表されたが、自然的条件に町域の年間風速や風向が記載されていない。記載するべきではないか。

総務課長 災害に際しての避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を勘案して、適切に判断しなければならぬ。よって風向きについても追記したい。

川上 福島での原発事故では炉心溶解を防ぐために水をかけて冷却したことにより、海上への放射能汚染も進んだ。海上のモニタリングも位置づけるべきではないのか。

総務課長 海域でのモニタリングについては、国等から派遣された専門家により、調査・分析が行われることになっている。

川上 玄海原発で事故があれば、玄界灘の海流を考えると北九州沖にも流れてくることになる。海洋汚染のシミュレーションについても早急に情報を把握し、関係機関と連携して、対応に当たってほしい。

次に、津波や地震が起こったときに波を受ける、芦屋海岸や柏原海港にある防波堤の強度はどのくらいあるのか。

都市整備課長 30年以上の波の実測などをもと

に福岡県が設計・施工したもので、通常の2倍程度の高さにおける波の影響を考慮している。

川上 1987年の2月に起こった冬の季節風では、波高が10メートル以上になり柏原漁港の沖の防波堤も50センチ近く沈み、後で補修したこともある。こういったところでも情報管理を行って対応していただきたい。

次に、白島石油備蓄基地から芦屋町まで15キロしか離れていないが、油の流出や火災に対する対応を計画に入れるべきではないのか。

総務課長 白島関係の具体的な対応策については記載していないが、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された北九州地区、白島地区、石油コンビナート等特別防災区域にある特定事業者等で組織された協議会有り、区域全体としての自主防災体制を整備することを目的とした共同防災訓練等を実施している。この協議会での対応を考えている。

川上 上下水道の耐震化率はどうなっているのか。

都市整備課長 下水道施設については、耐震化率を数値として出していないが、平成22年度に行った6ポンプ場の耐震診断の結果、建築部分で耐震性能を確保できない部分については、平成28年度以降、長寿命化計画にあわせて整備を行う予定。管路施設については、平成25年度に長寿命化の基本構想を策定し、主要幹線から優先的に耐震化を検討していく予定。

上水道施設については、主要な基幹管路の耐震化率は7.1%となっている。

川上 防災組織の整備で、消防団の整備・改善を図るとしているが、具体的にはどのようにするのか。

総務課長 まずは消防団の充実と強化。団員の活動技術の向上に向けた研修等を実施するとともに、今年度6名の増員となったが、定数の88名には達していないため、今後とも新規団員の確保に努め、組織の充実を図る。

川上 震災のときに一番活躍したのは地域の消防団であり、地域の自主防災組織の活動を活性化していくことは大変重要な問題である。一般的な団員については、もっと待遇改善を行い、住民の命と暮らしを守るといった役割を果たしていくべきではないだろうか。



町内に住んでいる人や働いている人たちによって構成される消防団の皆さん

また、消防団員のなり手が不在中で注目されているのが、地域や職場で防災・減災を担うリーダーとなる防災士の養成であるが、芦屋町においても、この防災士を養成することが必要ではないか。

総務課長 今後、防災を進める上では、そういった部分も考えていかないといけない。

川上 ぜひ防災士を養成する取り組みを強めてほしい。

次に、災害に強いまちづくりでは、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波に強い町をつくるとしているが、山鹿地区の前耕地、裏耕地の降雨冠水被害は何度も繰り返されている。23年に水利調査を行うとのことだったが、今回の見直しを受けてどのように対応するのか。

都市整備課長 試算によると、下流域の河床掘削を行った場合、丸ノ内ポンプ場裏付近から正津ヶ浜公民館裏付近までの中流域の冠水は解消すると考えられるが、それより上流域については正津ヶ浜公民館裏付近から上流部の既設路線を一部改修する方法が望ましいという調査報告があつている。

今後は関係課で費用対効果などを含め、協議を重ねた上で芦屋町としての方針を決定していく。

川上 この地域防災計画の修正は、地震・津波対策や玄海原子力発電所の事故を想定とした原子力災害の対応、また地球温暖化の影響による短時間のうちに狭い地域に大量の雨が降る集中豪雨などを前提とした修正計画であり、住民の命と財産を守るという点からは一歩前進しているものである。今後、防災計画がさらに充実

することを求める。

政治倫理条例

Q

政治倫理審査会の調査結果をどう受け止めているか

A

全く言われのないもので、本当に遺憾であり残念でならない

川上 11月15日号の広報で、政治倫理条例に基づく町民の請求権に関わる政治倫理審査会の調査結果が公表されていたが、この内容を見ると、出資金の問題では、町長の出資金は80万円であり、300万円の3分の1に当たらない。給与の問題では町長の報酬は240万円であり300万円に当たらないとある。

確かに政治倫理条例はクリアしているが、町民によつては真つ白ではなく灰色だとみる人もいるのではないか。町民に疑惑の念を持たせないためにも、配偶者を含め、こういった関与をなくしていくことが必要だと思ふがどうか。

町長 議員の言われるとおり。審査会が何年度の資産報告を審査されたのかわからないが、平成24年度においては、私名義の土地の地代として家賃を取っているが、出資はゼロ、給料も取っていないと報告している。

川上 町民から疑惑の念を持たれないように、今後とも取り組んでいただきたい。

この政治倫理条例は町長だけではなく、議員も真摯に受けとめなければいけない。私たち議員も常に自己点検し、政治倫理条例に違反することのないよう真摯に向き合うことが必要である。

田島 憲道 議員

廃屋・空き家・空き店舗対策

Q

空き家の周辺住民からの苦情や相談は行政が措置すべきではないか

A

「環境美化に関する条例」により勧告しているが、法的強制力はない

田島 全国の空き家は、平成20年現在757万戸以上存在し、ここ10年で180万戸増加し、7軒に1軒という急激な増加率を見せている。町内でも空き家、空き店舗、空き地が目立ち、特に廃墟した空き家は、行楽客からの町のイメージを大変損なっている。

また、とまらない人口流出や介護施設へ移る高齢者の増加で、今後ますます空き家がふえていくことが予想される中で、芦屋町は空き家についての調査を行っているか。

企画政策課長 これまでに、全町を対象とした調査は行っていない。

全国で757万戸というこの数字は、総務省の住宅土地統計調査によるもので、芦屋町でも実施しているが、一部の指定地域のみで全体は推計値として表れたものとなっている。

空き家の調査については、生活環境、衛生、防犯、防災などの問題があるので、先進地を参考に検討したい。

田島 空き家などが長く放置されると、不法投棄や家屋の倒壊、火災の危険もあり、また不審者や青少年がたむろするなど、さまざまな問題が発生する。空き家の周辺住民から行政に対し、苦情や相談が届いているのではないか。こ



空き店舗が目立つ正門町商店街（平成25年1月25日撮影）

のような場合は、地域の住民が直接相手に対して苦情を言うと角が立つので、行政が措置したほうがいいのではないか。

企画政策課長 芦屋町には「環境美化に関する条例」というものがあり、土地の占有者などに対し、期限を定めて措置を講ずるよう勧告することができ、しかし多くの場合、指導や協力を依頼にとどまり法的強制力を伴っていない。また、所有者が特定できても対応する意思や能力がない場合は実行性が低く、特に個人の所有物については、民法上の問題もある。

田島 先月11月に商工会が販売したプレミア

つきの高額商品券は購入用途を指定せず、大型家電購入やリフォーム、車検整備などに使えるということ、大変好評だったと聞いているが、現在の使用状況などはどうなっているか。

地域づくり課長 1枚5万円に10%のプレミアムをつけて額面5万5,000円で、一世帯10枚まで購入可能というプレミアム商品券を総額1,100万円分販売したが、発売後30分で24人が購入して完売した。

田島 今回、10%のプレミアム部分は商工会が助成した。次回からは、町からの助成で後押しして欲しい。

この商品券は住宅のリフォームにも使用されたと聞いている。住宅リフォーム制度に関しても、空き家を更地にするなどの解体費用にも使えるように幅を持たせた上で、実現の可能性を見出してほしい。

町長 空き家の問題は非常に深刻な問題で、安心、安全、美化のほかにも、定住化政策等いろいろな問題を含んでいる。

町では平成25年度から「定住化のための奨励金交付事業」を開始する予定にしており、これは新築、中古住宅または住宅取得のために購入した土地の課税年度から3年間、固定資産税相当額を町の商品券によつて交付するもので、来年度の計画にあげている。

田島 町内には米軍ハウスが点在しており、廃屋の状態で放置されているものもあれば、今も問題なく住んでいるハウスもある。この米軍ハウスは歴史的に見ても大変貴重なものだと思うが、文化財に指定して保存するようなことを検討したことはあるか。

生涯学習課長 現在、戦争関連の遺跡が注目を集めているが、国や県が文化財として指定する場合、建築物は50年以上の年月を経過したもので、建築当初からの大幅な変更がないことが求められる。芦屋町の歴史を考え合わせた場合、基地との関連は外せないと考えており、今後は文化的な価値について、福岡県の文化財保護課と協議したい。

田島 芦屋基地と同じように米軍の空軍基地があった入間基地のある埼玉県入間市は、ハウスの賃貸住宅群と、そこに新たに新築の米軍ハウスに似せた平屋住宅をつくり、個人的な小売店や飲食店が立ち並びエリアをつくり出し、ファッショ雑誌の撮影や映画のロケ地としてたびたび登場している。観光や商業の目玉になるものを模索しているのなら、このようなことも研究してみるべきではないか。

次に、今後ふえ続けるであろう空き家対策に対し、条例の制定は考えていないのか。

副町長 まずは現状がどのような状態になっているのかを把握することが重要と考えるため、条例化する、しないを含めて、空き家対策について、いろいろな角度から検討することや、先進地の事例を調査、研究した中で、今後の重要な課題として認識し取り組んでいきたい。

《訂正とお詫び》

平成24年12月15日発行 第175号の3ページ2段目において、芦屋町固定資産評価審査委員に選任された委員の氏名を「今井智皓」氏と記述していましたが、「今村智皓」氏の誤りです。訂正してお詫びします。

※質問の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています。詳しくは、芦屋町ホームページをご覧ください。

議決結果表

平成24年第4回定例会 議決結果

| 議案番号 | 議案名 | 議決結果 | 状況 |
|---------|---|--------|------|
| 議案 第50号 | 芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の制定について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第51号 | 芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第52号 | 芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第53号 | 平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議案 第54号 | 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第55号 | 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議案 第56号 | 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第57号 | 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第58号 | 平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第59号 | 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第60号 | 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第61号 | 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第62号 | 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第63号 | 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議案 第64号 | 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議案 第65号 | 新たに生じた土地の確認について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議案 第66号 | 字の区域の変更について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議案 第67号 | 指定管理者の指定について | 原案可決 | 満場一致 |
| 議案 第68号 | 緑ヶ丘保育所外部改修工事の請負契約の締結について | 原案可決 | 満場一致 |
| 承認 第4号 | 専決処分事項の承認について | 承認 | 満場一致 |
| 同意 第4号 | 芦屋町教育委員会委員の選任同意について | 同意 | 満場一致 |
| 発議 第6号 | 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について | 原案可決 | 満場一致 |
| 発議 第7号 | 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 満場一致 |
| 発議 第8号 | 新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表を求める決議について | 一部修正可決 | 満場一致 |
| 報告 第8号 | 専決処分事項の報告について | 報告 | |

議会NEWS

**本会議ライブ
中継中です。**

定例会のみテレビ会議システムを利用した本会議のライブ中継を行っています。
視聴できる場所は、役場1階のロビーです。
議会開会中に役場へお越しの際は、ぜひご覧ください。

議 会を傍聴してみませんか？

傍聴するには、議会当日に氏名・住所を記入するだけです。
日程等は、芦屋町ホームページにて公開しています。

議員控室

2013年(平成25年)が幕を開け、早1ヶ月半が経ちましたね。皆さんは、年の初めのこの時季、干支(えと)にまつわる話などが気になりませんか。
この十二支、もともとは絶え間ない移り変わりや物事の成り行きを12に区切ってあらわしたもので、子年から辰年までは成長の段階を、そして今年の干支である巳年から次の段階へと一歩踏み出す発展の年とされているそうです。

また、「巳」を動物にあてはめると「蛇」になりますが、蛇は脱皮することから「復活と再生」を連想させ、新しい自分に生まれ変わる、人生の転機とすべき年なのだそうです。

前回の巳年には小泉内閣が誕生し、前々回の巳年には昭和が平成に変わりました。

今の時代、ストレスや不安が蔓延している社会で生活しているからこそ、自分なりの目的や幸福を見出し、心を満たすためにも「なんとかなる生活」から「意欲的な生活」に移行していかねればなりません。
ここは巳年にあやかって、皆さんも今までの自分を捨て去り、新しい自分へ脱皮してみませんか。
(M・F)

